

# 答申書

令和5年3月15日

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会

## 目 次

■はじめに	1
1 会議の開催経過	
(1) 市教育委員会から茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会への諮問事項	2
(2) 今期の茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の開催経過	2
2 今期の取組	
(1) 今期の取組の方向性	3
(2) 「心のコップ」アンケートの試行について	3
3 提言	
(1) 子どもたちが自身の心の状態を知る重要性について	5
(2) 子どもたちが自身の心の守り方を知る重要性について	5
(3) 「保護者向けの積極的な情報提供・啓発」の促し	7
(4) 茅ヶ崎市いじめ防止サミットの報告を受けて	7
(5) 今後の茅ヶ崎市の取組に向けた提言	8
■茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第4期）委員	9

## ■はじめに

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、いじめの防止等のための対策に関する事項につき茅ヶ崎市教育委員会（以下「市教委」という。）の諮問に応じて調査研究を行い、その結果を答申するために、平成26年12月25日に市教委の附属機関として設置された会議である。

本会の委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に係る学識経験者5名と、関係行政機関職員、保護者、市立小・中学校長会の代表4名による計9名により構成され、市教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場から広く協議してきた。

これまでに、第1期委員による答申書（平成29年1月30日）、第2期委員による答申書（平成31年1月17日）、第3期委員による答申書（令和3年2月1日）が提出され、今回、第4期委員による答申書を提出するものであるが、今後も、学校、家庭、地域、教育委員会、各関係機関・団体が連携しながら、いじめの根絶を目指し、全ての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れることを期待したい。

## 1 会議の開催経過

### (1) 市教育委員会から茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会への諮問事項

令和3年6月7日付で、次の件について諮問された。

いじめの防止等のための対策に関する事項について

### (2) 今期の茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の開催経過

本会は、市教委からの諮問を受け、令和3年6月に開催された第1回会議から第4回会議まで、計4回の会議で協議を重ねてきた。

会議の開催日及び協議題は、次のとおりである。

・ 第1回会議 令和3年6月7日（月） 15時～16時30分

開催場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎 会議室4

協議内容 (1) 本市におけるいじめ問題の現状及び対策について  
(2) 本会（第4期）の調査について

・ 第2回会議 令和4年1月6日（木） 15時～16時30分

開催場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎 会議室3

協議内容 (1) 「心のコップ」アンケートの試行に係る事前アンケートについて  
(2) 本会の今後の取組について

・ 第3回会議 令和4年6月2日（木） 10時～11時20分

開催場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎 会議室5

協議内容 (1) 本市におけるいじめ問題の現状及び対策について  
(2) 「心のコップ」アンケートの試行について  
(3) 「保護者向けの積極的な情報提供・啓発」について  
(4) アサーションの活用について

・ 第4回会議 令和5年1月11日（水） 10時～11時20分

開催場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎 会議室3

協議内容 (1) 「いじめ防止サミット」の結果について  
(2) 「心のコップ」アンケートの試行結果について  
(3) 第4期答申書について

## 2 今期の取組

### (1) 今期の取組の方向性

#### ア 今期までの経過

本会（第3期）では、平成30年12月19日付「茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）」【公表版】（以下「調査報告書」という。）及び茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議による平成31年1月17日付「いじめの重大事態に関する再発防止検討報告書」（以下「検討報告書」という。）の提言を整理し、そのうち、優先的に取り組むべきものを「喫緊の課題」として次の6つにまとめた。

- ① 「チーム学校」としての取組
- ② 専門性をもった支援体制
- ③ 保護者や地域との連携
- ④ いじめ事案に係る適切な記録の取り方、保管等
- ⑤ 事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断
- ⑥ 児童・生徒による主体的な取組の促進

本会（第3期）は「喫緊の課題」を踏まえ、調査報告書の公表指針、いじめに関する保護者向け説明資料、聞き取りチェックラベルを作成・公表した。

今期も、本会（第3期）の「喫緊の課題」に引き続き焦点を当てて活動を行うことにした。

#### イ 今期の取組（概要）

今期は、各委員の意見を踏まえ、次の3つのことについて取り組んだ。

- ・「心のコップ」アンケートの試行（喫緊の課題①、④）
- ・「保護者向けの積極的な情報提供・啓発」の促し（喫緊の課題③）
- ・アサーションに係る委員会からの提言・発信（喫緊の課題①、⑥）

### (2) 「心のコップ」アンケートの試行について

学校における法律上のいじめ事案の発生状況、認知・対応状況を把握するための基礎資料となることを期待して、本会（第4期）では、別紙1の「心のコップ」アンケートを試験的に実施した。具体的な内容は次のとおりである。

#### ア 実施概要

##### (ア) 目的

- ・アンケートの本格実施に向けた各種準備のシミュレーション
- ・タブレットを利用したアンケートに係る児童・生徒の負担感等の確認

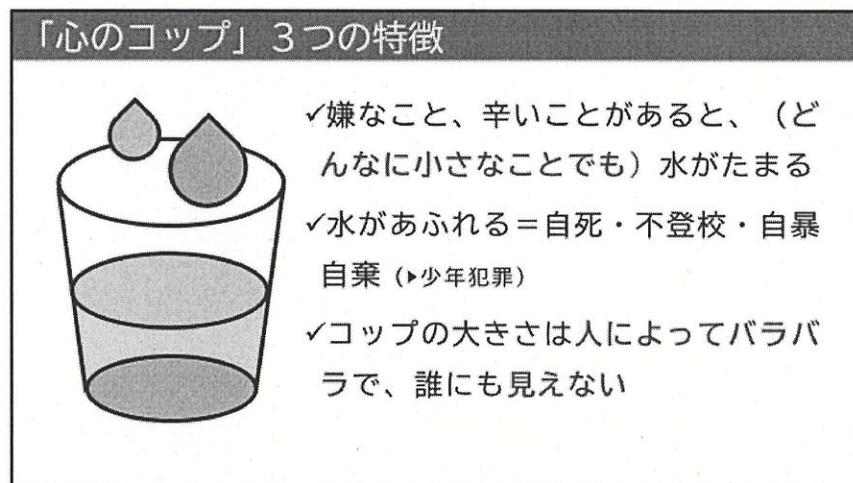
(イ) 対象学校（学年）数

小学校（第4学年）2校、中学校（第2学年）2校

(ウ) 実施したアンケートの内容

別紙1参照

※なお、『心のコップ』とは、自身の心のストレス度を測る指標の1つで、概要は、下図の通りです。



(エ) 実施方法

- ・9～12月の間の2か月間（8週間）実施
- ・毎週金曜日（その週の最終登校日）の下校までの時間に、タブレットにて回答

イ 実施結果及び評価について

別紙1のアンケート及びアンケート試行後に、御協力いただいた各学校の児童・生徒、教職員の本取組に関する振り返りアンケートを実施し、その内容を確認・検証した。今後どのように取組をしていくべきかについては、さらなる検証が必要と判断した。本会（第5期）において、本取組を継続するか、また、継続する場合、さらなる改善点があるかについて引き続き検討していただきたい。

### 3 提言

#### (1) 子どもたちが自身の心の状態を知る重要性について

今回、「心のコップアンケート」を試験的に実施した後、アンケートの負担感等に関する振り返りアンケートを行ったところ、今回のアンケートが、自身の気持ちの振り返りや、心の状態を知る機会となったことから、続けてほしいという要望が多くの子どもたちから寄せられた。

一般的に、いじめは大人の目の届かないところで起きると言われている。したがって、いじめの予防・早期発見を図るには、いじめの認知があった場合に、迅速かつ適切に対処できる学校体制の整備が重要な要素となるが、同様に、子どもたちが学校（大人たち）に対しSOSを発信しやすい土壤づくりも重要な要素となる。

大人に対し、子ども自身が「何に苦しんでいるのか」について具体的に発信するためには、子ども自身がしっかり自身の心の状態を把握し、自身の心を傷つけているストレスの原因が何なのかを把握することが必要となる。

自身の心がどのような状態かについて把握する方法は多くあるが、子ども自身に自身の心の状態を把握できるわかりやすい指標を持たせるという意味で、今回の「心のコップアンケート」の試行は、一定の効果が得られたものと評価できる。

実際、2022年度の茅ヶ崎市いじめ防止サミットで、市教委が「心のコップ」をテーマにした特別授業を実施したところ、参加した子どもたちからの反応は良好であり、「心のコップ」という教材が、児童・生徒の発達段階を問わず比較的イメージしやすいものであることが検証された。今回のアンケートに限らず、各学校における様々な機会を通して、「心のコップ」のような心の状態を把握する具体的な指標を子どもたちに持たせていくことが、いじめの予防・早期発見に対して有効な取組と言える。

#### (2) 子どもたちが自身の心の守り方を知る重要性について

子どもたちが自身の心の状態を把握できるようにするとともに、その心を傷つけられるような事態に陥ったときに、どういった行動をとるべきかについても子どもたちが理解した上で行動に結びつくための指導をしていく必要がある。社会学・心理学の視点からも、「相手にはっきりと嫌だと伝えること」が、いじめの予防・再発防止に有効な手段の1つであると指摘されている。

また、同様の視点から、いじめの傾向として、エスカレーション<sup>※1</sup>という特徴が指摘されている。（※1いわゆるいじめは突然起こるものではなく、始めはいわゆるいじめと認識されないような些細な加害行為からはじまり、これに適切な対処がないまま放置されると次第に加害行為がエスカレートして発生すること）このことからも、「自分がいじめられたとき」はもちろんのこと、「自分が嫌なことをされたと

き、心を傷つけられたとき」に即座に自身の心を守る行動を取る習慣を身に付けさせることが、いじめ予防の観点から有効である。

しかし、世界のいじめ予防の取組と比較した場合、日本の教育現場では、教職員を対象にしたいじめに関する概念的・一般的な研修は充実しているが、児童・生徒に対するいじめ防止に関する授業、及びその授業を生かした具体的・発展的な指導の積み重ねは十分ではない。

こうした授業が十分に行われていない原因の1つとして、これまで、日本の教育現場が、いじめ事案を「非日常的な出来事」と捉え、日常の学校生活に即した具体例から離れた事象として取り上げていると考えられる。いじめ事案を「非日常的な出来事」として捉えてしまうと、内容の具体性が乏しくなり、授業として取り扱う機会も少なくなってしまう。

実際、学級担任を含む教職員は、「いじめは絶対に許されないことだ」と考え、日々の児童・生徒指導に真摯に臨んでいるはずである。しかし、教職員の心構えや意識的な関わりだけでは、いじめ予防として十分とは言えない。

いじめは「日常の中で」当然起こり得るという認識をまずは教職員が持ち、子どもたちにも、日常的な法律上のいじめ事案について具体例を示しながら学ばせ、同様の認識をしっかりと持たせることが、子どもたちがいじめをしない・させない学校づくりに向けた実効的な取組と言える。

また、いじめを発生させない土壤とシステムを醸成していくための具体的な手法として、児童・生徒、教師が一丸となって、「いじめ」に関する組織的な対応を行う練習をすることが挙げられる。

「いじめ予防・対応」として重要なのは、子どもたち自身に、相手の行為で自分が不愉快になったり、嫌な気持ちになったりしたときに、その行為をやめてほしいと相手に伝え、まずは自分自身ではね除ける力を持たせることである。そのためには、いわゆるアサーショントレーニング（コミュニケーションのための方法、自己表現トレーニング）を行うことが有効と言える。

具体例としては、対面する被害者役の児童・生徒が加害者役の児童・生徒に対して、手の平を広げて「もうそれ以上はやらないで」との意思表示を行うSTOPルールの実践(ドイツベルリン市州リヒテンブルクの小学校での取組)などが挙げられる。

また、子どもたちの意思表示をしやすい雰囲気づくりとして、被害を受けた子ども以外の周囲の子どもが、いじめと思われる行為に気づいた場合に行うべき具体的な対応を示し、訓練することも有効である。一つの実例として、群馬県内の小学校では、いじめと思われる行為に気づいた場合には、学級の子どもたちが無言で立ち上がり、加害者と思われる子どもに対して指を向け、指摘するといった取り組みがされている。

こうしたプログラムは、「いじめ対応」というテーマを通じて、人権というかけがえのない権利を守る勇気を、個人には勿論、集団にも育むことを可能とするため、各学校でも導入を検討していただきたい。

普段から「いじめは絶対に許さない」という気持ちで学級経営に当たっている教職員ほど、こうした具体的な対応・取組について、特別に時間を設定することに抵抗が大きいかもしれない。しかし、これは火事と避難訓練の関係に例えるならば、「火事が起きないように万全の態勢を取っている」から、「火事が起きた場合などは想定しなくてよい（避難訓練はしなくてよい）」と考えてしまうようなものである。

「もしいじめが起きたらどうするか」といったシミュレーションは短時間でも可能であり、それにより、不測の事態が起きても教職員や児童・生徒が互いに補完・連携し合いながら対応できる体制を整えることができる。こうした取組の積み重ねがいじめを小さな芽の内に摘むこと、万が一いじめ事案が起きてしまった際の迅速かつ適切な対応につながること、また、学校全体に安心・安定した空気を醸成することにつながることを強く意識しながら、茅ヶ崎市におけるいじめ防止対策の在り方を検討していただきたい。

### （3）「保護者向けの積極的な情報提供・啓発」の促し

本会（第3期）では、保護者への積極的な情報提供として、「もし、子どもがいじめられたら／いじめたら【概要版】・【詳細版】」を作成し、現在、市ホームページにおいて公表されているが、公表に係る学校から保護者への周知の方法については学校ごとにばらつきが認められた。委員より、同資料はそれなりの分量があるため、周知・配付をしたとしてどれだけの保護者に読み込まれるかはわからない等の意見もあったが、そもそも資料の存在の周知は必要と考え、改めて、本会（第4期）より同資料の全保護者への配付、市内全校のホームページに少なくとも【概要版】のリンクを貼ることの2点を提案した。

このことを受け、教育委員会から各学校に働きかけをしてもらった。その結果、全ての小・中学校で、保護者配布・学校ホームページでのリンクが実現された。

また、本書面の配付・公表をもって保護者への周知が十分にされたと受け止めるこなく、より保護者にわかりやすく、発信しやすい方法については引き続き検討することが望ましいものと考える。

### （4）茅ヶ崎市いじめ防止サミットの報告を受けて

今期は、令和3年8月27日及び、令和4年8月26日に茅ヶ崎市いじめ防止サミットが行われた。当サミットは、子どもたちがいじめ防止に主体的に関わろうとす

る意識を高められる取組として評価をしている。来年度以降も当サミットは、継続して実施されることが望ましいものと考える。

また、児童・生徒自身のいじめ防止に向けた意識啓発、動機付けの場としての活用も有効であるが、保護者や市民に向けた情報発信の場として活用することも視野に、今後のサミットのよりよい在り方について引き続き検証を続けていただきたい。

#### (5) 今後の茅ヶ崎市の取組に向けた提言

本会の取組・提言は、以上のとおりである。平成27年度～28年度にかけて発生したいじめ重大事態からの教訓を、茅ヶ崎市は風化させてはならない。そのための取組については、意識啓発の域にとどまることなく、いじめ防止等に係る正しい理解と判断の下、具体的な行動につながるものへと発展させていただきたい。併せて、先に挙げた「喫緊の課題」について、本会は引き続き具体策を検討するとともに、市教委においても、自発的な取組を継続していただきたい。

■茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第4期）委員

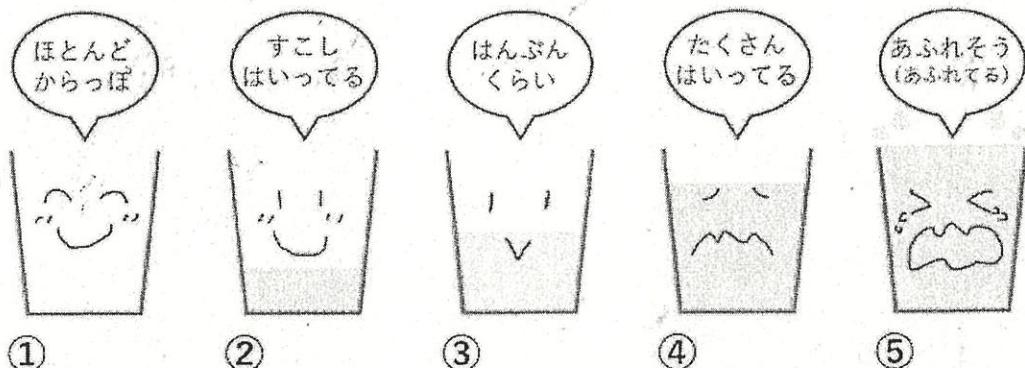
任期2年

	選出区分	氏名	任期	備考
1	学識経験者 (教育関係)	柳生 和男	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	大学 非常勤講師
2	学識経験者 (弁護士)	小島 秀一	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	弁護士
3	学識経験者 (医師)	朝倉 新	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	精神科医
4	学識経験者 (心理)	堀 恵子	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	臨床心理士
5	学識経験者 (福祉)	川村 和美	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	社会福祉士・保育士
6	関係行政機関職員	瀧本 康二	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	中央児童相談所 子ども支援第二課長
7	保護者	木村 理江	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	茅ヶ崎市PTA連絡 協議会代表
8	学校長	吉野 利彦	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	茅ヶ崎市立小学校長
9	学校長	森井 康匡	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	茅ヶ崎市立中学校長

\*任期途中で交代した委員

	学校長	酒田 桂子	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	茅ヶ崎市立小学校長
	学校長	稻川 敏光	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	茅ヶ崎市立中学校長

Q1. いやなことや悲しいこと、つらいことがあるとたまる「心のコップ」。今 \* のあなたの「心のコップ」の水はどうなっていますか。



選択

Q2. この一週間で、自分の「心のコップ」の水はどうなったと感じています \* か。

- 増えたように感じる（気持ちが暗くなった、つらくなかった、モヤモヤする）
- 減ったように感じる（気持ちが明るくなった、元気になった、スッキリした）
- あまり変わっていない
- わからない、覚えていない

Q3. 今、何か学校の先生に言いたいこと（言えないこと）、話したいこと \* （話せないこと）はありますか。※アンケートの確認には時間がかかりますので、すぐに聞いてほしいことがあるときは、あなたが信頼できる学校の先生に声をかけてください。

- ある
- ない